

基山町空家等対策計画を策定しました



少子高齢化や核家族化などにより、基山町でも空家が年々増加しています。活用されずに放置された空家は、周辺環境に影響を及ぼす恐れもあり、また、居住可能な空家については、定住・人口増対策としての有効活用が重要な課題となっています。

国では、平成26年11月、「空家等対策の推進に関する特別措置法」が定められました。基山町でも「基山町空家等の適切な管理及び活用促進に関する条例」を制定し、空家の適正な管理の推進と利活用促進の視点から、取組みを総合的・計画的に推進するため「基山町空家等対策計画」を策定しました。

計画の概要とポイント

- ・空家を未然に防ぐために、所有者の意識の涵養^{かんよう}に努めます。
- ・特定空家等に対して、所有者を確認し、助言や指導、勧告等を行います。
- ・居住可能な空家等を利活用するための各種施策を推進します。
- ・関係機関と連携して、空家等対策を実施します。
- ・町民は、空家情報の提供に努めます。

計画期間は策定から5年間とし、社会情勢の変化など、必要に応じて見直していきます。

※町民の皆さんには、居住可能な空家及びその跡地(空地)の情報を知り得た場合、速やかに町に情報提供を行うよう努めていただきます。



注意！ 空家等が発生しやすいケース

所有・相続の問題

- 所有者等の死亡、高齢者施設入所、長期入院等により、管理者が不在になる。
- 所有者等の遠方居住により、空家等の状況の把握及び定期的な管理ができない。
- 相続手続きがなされていない又は親族間で相続人(管理人)が決定されていない。
- 相続放棄等により、親族による管理意識が低下している。

経済的な問題

- 空家等の管理・解体に要する費用負担が経済的に困難である。
- 老朽空家を解体することで、固定資産税が上がる。

利活用の問題

- 空家等になった場合に、管理・売買等の相談先が分からない。
- 将来的に利用する可能性があり、そのままにしている。
- 老朽家屋を解体して更地にしても、利活用ができない。

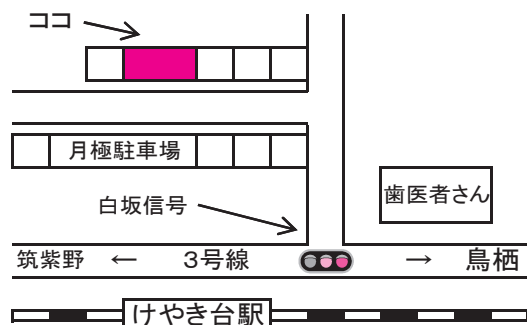
町では、この計画に基づき空家の適切な管理や活用を促進し、良好な環境で快適に暮らせるまちづくりを目指します

※問合せ先 定住促進課 ☎92-7920

もとぎくろ デイサービス 本桜

楽しく通って、ちょっと気分転換に、お泊りも
できます。介護が必要な方も大丈夫です。
ご家族もほっと一息しませんか？

基山町本桜1673番地98
TEL 0942-85-9991



有料広告